

令和3年9月定例会 県土整備委員会（事前）

令和3年9月6日（月）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

立川委員長

休憩前に引き続き、県土整備委員会を開会いたします。（11時37分）

これより、危機管理環境部関係の調査を行います。

この際、危機管理環境部関係の9月定例会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料，説明資料（その2））

- 議案第1号 令和3年度徳島県一般会計補正予算（第7号）
- 議案第2号 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部改正について
- 議案第3号 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部改正について
- 議案第27号 令和3年度徳島県一般会計補正予算（第8号）

【報告事項】

- 直近1週間の新規感染者数（資料1）
- 新型コロナウイルス感染症に係る各種支援施策の実施状況について（資料2）
- 新型コロナウイルス感染症対応に係る危機管理調整費の執行状況（見込み）について（資料3）
- 「豚熱」への対応について（資料4）
- 「とくしま国際消費者フォーラム2021」等の開催について（資料5）
- 徳島県食の安全・安心基本指針の改定について（資料6-1，6-2）

谷本危機管理環境部長

危機管理環境部から9月定例会に提出を予定しております案件につきまして、お手元に9月補正予算の通常分として県土整備委員会説明資料，先議分として県土整備委員会説明資料（その2）の2冊を配付しております。

まずはじめに、9月補正予算通常分につきまして、お手元の県土整備委員会説明資料により御説明を申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

一般会計についてでございます。

危機管理環境部における9月補正予算案といたしまして、左から3列目，補正額欄の最下段に記載のとおり、6,640万円の補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で145億1,763万6,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

課別主要事項説明でございます。

まず、とくしまゼロ作戦課でございます。

防災総務費の摘要欄①のア、新規事業、災害時自立分散型感染症対策推進事業では、コロナ禍の災害現場や避難所における感染症対策として衛生環境の確保を図るため、清潔な水をどこでも提供できる自立分散型水循環システムの導入に要する経費として、640万円の補正をお願いしております。

3ページを御覧ください。

グリーン社会推進課でございます。

環境衛生指導費の摘要欄①のア、新規事業、「四国のみち」魅力向上事業では、アフターコロナを見据え、各ルートの特色を生かした自然歩道を目指し、四国4県連携の下、官民一体となって四国のみちの魅力を向上させる経費として、6,000万円の補正をお願いしております。

4ページをお開きください。

繰越明許費についてでございます。

先ほど御説明させていただきました「四国のみち」魅力向上事業につきまして、計画に関する諸条件により繰越明許費の御承認をお願いするものでございます。なお、繰り越した予算につきましては早期の完了に努めてまいります。

5ページを御覧ください。

その他の議案等として、条例案を2件提出しております。

まず、ア、徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例についてでございます。

災害対策基本法の改正に伴い、関係条例について所要の整理を行うものでございます。

次に、イ、徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

徳島県消費者情報センターのアミコビルへの移転に伴い、位置に関する規定を改正するものであります。

9月補正予算の通常分に係る説明につきましては、以上でございます。

続きまして、9月補正予算の先議分につきまして、県土整備委員会説明資料(その2)により御説明を申し上げます。

令和3年度9月補正予算の先議につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の緊急対策分であり、迅速かつ円滑な事業実施により効果の早期発現を図る観点から、今回、先議をお願いするものでございます。

資料の1ページをお開きください。

一般会計についてでございます。

危機管理環境部における9月補正予算案といたしまして、左から3列目、補正額欄の最下段に記載のとおり、19億円の補正をお願いしており、補正後の予算額は合計164億1,763万6,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

課別主要事項説明でございます。

危機管理政策課の防災総務費の摘要欄①のア、飲食店営業時間短縮協力金支給事業では、新型コロナウイルス、特に感染力の非常に強いデルタ株による感染拡大の第5波が急激に広がり、爆発的な感染拡大が一向に収束の兆しを見せない中、本県においても人流を強力に抑制し、感染拡大を防止する必要があるため、飲食店に対し営業時間短縮を要請し、応じていただいた店舗に協力金を支給するための経費として、19億円の補正をお願いしております。

なお、一部前払金及び事務費に係る経費については、別途、危機管理調整費から4億円を活用させていただいております。

危機管理環境部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

この際、6点、御報告申し上げます。

お手元に御配付の資料1、直近1週間の新規感染者数を御覧ください。

8月26日の県土整備委員会以降の新規感染者数の状況といたしまして、1日当たりの新規感染者数が8月26日に64名と過去最多となり、直近1週間の新規感染者数に関しても8月27日まで6日連続で更新し続け、8月30日には過去最多となる390人となったところでございます。

また、第4波と比較した第5波の特徴といたしましては、従来株の1.95倍と言われるデルタ株の強力な感染力により、飲食の場をはじめ、職場、イベント、家庭内など、異なる場面での感染拡大クラスターが全県下で発生し、第4波を大きく上回るスピード、規模で感染が拡大していくことが特徴となっております。

9月1日以降は新規感染者数が減少しているものの、依然高止まりの状態となっておりますので、今後も気を緩めることなく、意識と緊張感を持って感染拡大防止に取り組んでまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策に係る各種支援施策の実施状況についてでございます。

1、飲食店に対する営業時間短縮要請協力金(第4期)については、第5波の感染拡大抑止に向け、特に夜の人流を抑制するため、8月27日金曜日から9月12日日曜日までの17日間、飲食店に対し営業時間短縮を要請し、要請に応じていただいた店舗の売上高に応じた協力金を支給するものでございます。

この度の時短要請協力金に係る事業費は、さきの委員会で危機管理調整費の活用をお認めいただきました一部前払金及び事務費に要する経費4億円と今定例会で提出している19億円を合わせた、総額23億円となっております。

また、今回の協力金支給では、飲食店PCR定期検査に協力し、コロナ対策三ツ星店となっている店舗は協力金の一部前払、定額25万円の申請が可能となっております。

飲食店PCR定期検査の申請件数は、9月2日時点で1,207店舗、4日時点では1,228店舗となっております。検査済みのコロナ対策三ツ星店は、9月2日時点で597店舗、4日時点では788店舗となっております。

8月28日より受付を開始した一部前払の申請状況は、9月2日時点で80件、4日時点で103件の申請を頂いており、9月3日までに28件の支払を終えたところでございます。

次に、2、帰省者等に対する事前PCR検査の受検支援については、県外からの帰省者や県内の大学生等を対象にPCR検査の受検支援を実施しておりますが、最近の県内での

感染者数の高止まり、秋の行楽シーズンを控え再度の人流増加が見込まれること等を考慮し、申込期間を9月30日木曜日まで延長したところでございます。

やむを得ず本県へ帰省する県外居住者の申込状況は、9月2日時点で8,226件、4日時点では8,377件のお申込みを頂いており、これまでに6件の陽性を確認いたしております。陽性者の方には速やかに連絡を取り、本県への帰省を控えていただいている状況でございます。

県外への帰省後に帰県する県内の大学や専修学校、各種学校等に在籍する学生に対しては、8月22日から受付を開始しており、9月2日時点で165件、4日時点では200件のお申込みを頂いております。

次に、3、飲食店に対するモニタリングPCR検査については、飲食の場での新型コロナウイルス感染を早期に探知し、感染拡大を抑止するため、飲食店を対象に定期的なモニタリングを実施しており、これまでに6件の陽性を確認いたしました。陽性判明後、速やかに保健所等に連絡するとともに、対象店舗及び本人に連絡し、感染防止対策の措置をお願いしております。

続きまして、資料3を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対応に係る危機管理調整費の執行状況(見込み)についてでございます。

令和3年8月26日の県土整備委員会で御報告させていただいた以降の追加案件につきまして、御説明いたします。

最下段の危機管理環境部、商工労働観光部の2段目、飲食関連事業者一時支援金第1期、第2期分につきまして、第2期分に係る経費について、さきの時短要請時の協力金と一体的に実施するものとして危機管理調整費をお認めいただきました5億6,100万円の枠内で執行させていただきたいと考えております。

次に、資料4を御覧ください。

豚熱への対応についてでございます。

7月31日、兵庫県淡路市で7月29日に発見された死亡野生イノシシ1頭について、淡路島で初となる豚熱の感染が確認されました。

同日、県危機管理会議を開催し、淡路島の養豚場での発生はなく、県内養豚場への飼育豚の移動がないことを報告するとともに、発生防止対策について、県内養豚農家に対し発生防止対策の強化・徹底、県内の野生イノシシの監視強化、風評被害を防止するための豚肉の安全性を周知・徹底、県内の養豚場での発生に備え、農場での防疫措置の手順等の防疫体制の再確認等を決定いたしました。

8月6日、農林水産省の牛豚等疾病小委員会が開催され、四国4県がワクチン接種推奨地域に追加されることが決定されました。

同日、県危機管理会議を開催し、本県がワクチン接種推奨地域に追加されたことを受け、県内の飼育豚等約3万7,000頭に対し、豚熱ワクチン接種実施を決定いたしました。

このワクチン接種に要する経費1,600万円については、危機管理調整費を活用させていただきます。

続きまして、資料5を御覧ください。

とくしま国際消費者フォーラム2021等の開催についてでございます。

一昨年9月、消費者庁との共催により開催した日本初となるG20消費者政策国際会合を皮切りに、本県において生み出されてきた国際会議のレガシーを継承し発展させるため、昨年7月、徳島県庁に開設された政策創造と国際業務の恒常的拠点である消費者庁新未来創造戦略本部との連携の下、来る10月25日から27日の3日間、国際フォーラム及び関連イベントを開催いたします。

まず、初日である10月25日開催のとくしまSDGsシンポジウム2021では、県内外の事業者や自治体の皆様により、消費者志向経営やエシカル消費について論議を行っていただきます。

次に、2日目である26日開催のとくしま国際消費者フォーラム2021では、世界の消費者政策のトップリーダー出演の下、欧米やASEAN諸国等との情報交換や連携強化を推進してまいります。

最後に、3日目である27日には、G20国際会合の参加者や学識経験者などをメンバーとした徳島版国際連携ネットワーク(TIS)会議を開催し、2日間の論議の総括を行っていただきます。

また、これらのイベントは、いずれも新型コロナウイルス感染症対策として、出演者はオンラインとリアル併用のハイブリッド方式により出演いただく予定でございます。

なお、県民の皆様をはじめ、参加を希望される方々の当日の参加方法についても会場参加及びオンライン参加の併用とし、9月下旬公開の専用ウェブサイト及びSNS等で、詳細は改めて発表いたします。

今後とも、戦略本部のカウンターパートという使命をしっかりと果たし、本県の消費者政策国際拠点化を推進してまいります。

次に、資料6-1を御覧ください。

徳島県食の安全・安心基本指針の改定についてでございます。

改定の背景・趣旨といたしまして、本指針は、徳島県食の安全安心推進条例に基づき、本県の食の安全・安心の確保に関する基本的な施策の方向性を定めるものであります。

これまでも、食を取り巻く環境変化に対応すべく随時改定を重ねてまいりましたが、今回は、法改正に伴いHACCPに沿った衛生管理が本年6月から完全に施行されたこと、また、昨年に消費者庁新未来創造戦略本部が設置されたことなどから、去る7月に徳島県食の安全安心審議会にお諮りし、改定案を取りまとめたところであります。

主な改定内容といたしまして、HACCPに沿った衛生管理の推進及び監視指導の強化、事業者目線に立った情報提供の実施など、法改正への対応を的確に実施するとともに、消費者庁新未来創造戦略本部と連携し、モデルプロジェクトの推進などの先駆的な取組を進めていくこととしております。

今後の予定といたしましては、本委員会で御論議いただいた後、10月上旬に公表させていただきます。

詳細につきましては、資料6-2を御参照いただければと存じます。

報告事項は以上であります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

立川委員長

以上で、説明等は終わりました。
これより質疑に入ります。
それでは、質疑をどうぞ。

福山委員

県内の新型コロナウイルスの感染状況については、とくしまアラートが8月19日に国基準のステージⅣに相当する特定警戒に初めて引き上げられ、今もその状態が続いているとともに、8月27日から始まった本県では2度目となる県内全域の飲食店への営業時間短縮要請も、本日で既に11日目となっております。

先ほど部長からの説明があったように本県の新規感染者数は8月30日にピークを迎え、9月に入ってやや減少傾向を見せつつあるものの、依然として高止まりが続いており、全国でも9月12日までとなっている緊急事態宣言の延長が取り沙汰されるなど、新型コロナウイルス感染症のいわゆる第5波が収束するのはもう少し先になるのではないかと思います。

こうしたことも踏まえて、先ほど説明があったように、県外からの帰省者向けの事前PCR検査や飲食店へのPCR定期検査などの実施期間の延長が行われたものと思いますが、改めて現在の県内の感染状況を県としてはどのように受け止めているのか、お伺いいたします。

また、既に四国3県に適用されているまん延防止等重点措置の国への要請についてもどのように考えているのか、併せてお伺いいたします。

永戸危機管理政策課長

ただいま福山委員から、県内の感染状況等について御質問を頂きました。

まず、現在の県内の新型コロナウイルス感染状況についてでございますが、ちょうど前回の県土整備委員会が開催されました8月26日に、1日の新規感染者数が本県での過去最多となる64人となったところでして、その後の8月30日には、直近1週間の新規感染者数が、第4波の最高値は256人だったのですが、こちらを大きく上回る390人に達したところでございまして、これが過去最高でございました。

また、8月28日から31日にかけて、学校や学習関連施設といった児童生徒が利用する施設でも4例のクラスターが相次いで認定されておまして、そこから家庭内に第二次、第三次感染と広がっていくという傾向が見られております。

こうした県内での感染急拡大の大きな原因につきましては、さきの委員会でも申し上げましたけれども、夏休み、特にお盆期間の前後において、県外からの人流が大幅に増加したことにあると考えられ、そのためお盆が終わっておおむね2週間後となる8月末に新規感染者数がピークを迎えているものと思われまます。

その後、県内の感染者数は減少傾向となっておりますけれども、その減少のスピードは比較的緩やかであり、まだ高止まりのまま推移している状況でございます。

こちらにつきましては、8月26日以降に実施した変異株のスクリーニング検査におきまして、全ての検体においてデルタ株疑いという結果が出ておりますように、先ほど申し上げました8月の人流増加に伴い、県内においてデルタ株への置き換えが急速に進行し、そ

の強い感染力によって感染の連鎖に歯止めが掛からなくなっているためだと思われます。

こうした中、9月から学校で新学期が始まったこと、それから本県と交流の多い大阪府においては連日2,000人以上と東京都と並ぶような感染者が発生していることなど、今後県内の感染者数が再拡大していくといった可能性も考慮されることから、先ほど部長からも説明いたしましたように、県といたしましては、県が行っている各種PCR検査の期間を思い切って約1か月間延長するなど、緊張感を緩めることなく第5波への対策に取り組んでいるところでございます。

また、まん延防止等重点措置の適用につきましても、本県としては、8月27日から県内全域の飲食店に対して、再度かつ前回よりも1時間早い営業時間短縮要請を実施しているところでございまして、国に対していつでもまん延防止等重点措置の要請を行える体制を整えているところでございます。

今回の第5波におきましては、第4波に比べると療養者数は非常に多い一方、ワクチン接種が進んだ効果もあって、重症者や中等症者が比較的少ないといった特徴がありまして、今のところ、宿泊療養者施設等を増強したこともあって、各医療機関においてはなんとか対応できている状況でございます。

ただ、医療提供体制等の状況をしっかりと注視いたしまして、今後、必要となれば直ちに要請を行えるようしっかりと準備してまいりたいと考えております。

福山委員

県の考え方についてはよく分かりました。

県内においては高止まりではあるものの、一応感染拡大のピークは過ぎたようですし、8月23日以降は飲食店が原因となった新たなクラスターは発生していないようですが、そうすると多くの飲食店の皆さんにとっては、予定どおり6日後の9月12日をもって県が営業時間短縮要請を解除するのかがどうか、非常に大きな関心事であろうと思われま

そこで、現時点における今回の飲食店への時短要請の効果について伺いますとともに、そのことも踏まえて、今回の時短要請を予定どおり12日に解除できるのかが、その見通しについてお聞かせください。

永戸危機管理政策課長

ただいま福山委員から、今回の時短要請の効果、そして予定どおり時短要請を解除できるのかがどうか、御質問を頂いております。

今回、再度の時短要請を行ってから既に11日が経過しておりますけれども、委員お話しのとおり、その間、県内では飲食店に起因するクラスターは認定しておりません。

また、飲食店に関連する感染者数の全体を見ても、8月中旬までは非常に高い水準を示しておりましたが、26日に19人というピークを迎え、以降はずっと1桁台で推移しているところでございます。

また、今回の時短要請に併せて、県職員、市町村職員による飲食店の見回り活動を行っておりますけれども、今回は前回よりも1時間早いより厳しい要請を行っているにもかかわらず、前回同様99パーセント以上の飲食店で要請に応じていただいていることを確認できております。このことは、時短要請を開始した初日の27日金曜日に行った富田町、秋田

町周辺への京阪神からの人流調査の結果、その1週間前の20日金曜日に比べると、実に72パーセントもの人流減が確認できていることからもうなずけます。

加えて、今回の時短要請に先立ち飲食店の皆様に御協力を呼び掛けさせていただいたモニタリングPCR定期検査につきましては、8月25日までに500店からの申込みを目標とさせていただいておりましたが、9月4日現在で1,228店から申込みを頂いており、既に788店が最初の検査を終えられコロナ対策三ツ星店となっております。

8月下旬以降、PCR定期検査によって、飲食店の従業員の皆様から6人の新規感染者を確認できているところであり、これが感染の早期探知に役立っていることから、この取組につきましても約1か月間延長し、9月末まで申込みができることとしております。

このように飲食店の皆様に今回も多大な御協力を頂いて、今の時短要請は一定の成果が上がっていると認識いたしております。

しかしながら、飲食店関連の感染者の発生については、最近は減少しているものの8月7日から9月4日までの29日間連続で発生していること、先ほども申しましたように県内全体では感染者数が今は高止まりであること、そして、大阪府をはじめ近隣府県に発出されている緊急事態宣言等の延長について、国のほうで検討が進められているということも聞いており、こういったことも勘案いたしますと、現時点では時短要請を予定どおり終了できるか否かの判断については非常に困難と言わざるを得ません。

ただ、対象となっている飲食店の皆様にできるだけ早めに方針をお伝えする必要があることは十分認識いたしておりますので、今週中のしかるべき時点で結論を出させていただき、公表させていただきたいと考えております。

福山委員

確かに、現時点で判断が難しいのはやむを得ないと思いますが、飲食店の皆様にとっては、食材の仕入れやスタッフの手配、予約の受付など、直前になって方針が決まっても対応できないことがたくさんありますので、そうしたことに十分配慮して、できるだけ早期に方針を出していただきますようお願いいたします。

さて、前回の委員会でも申し上げましたが、基本的に現金商売の飲食店にとっては、時短営業に伴う協力金をできるだけ早期に受け取ることが非常に重要であります。

今回、新たな取組としてコロナ対策三ツ星店に対する一部前払を行うこととし、既に28件に支払ったとの報告がありましたが、このことについて更に詳しく教えてください。

永戸危機管理政策課長

ただいま福山委員から、一時前払の支払状況について御質問を頂きました。

今回につきましては、コロナ対策三ツ星店の皆様に対して、その御努力にお応えするため、申請いただいたら時短協力金の一部を前払いすることとしております。

一部前払の金額といたしましては、協力金の単価を1日当たり3万円とした場合、17日間の支給総額51万円の約2分の1、定額25万円としており、8月28日から受付を開始しております。

この一部前払につきましては、必要な申請書類を可能な限り省略して飲食店の皆様の負担軽減を図るとともに、早期支給を可能としており、特にインターネットからの申請の場

合でしたら、前回の協力金を申請していただいた店舗につきましては、用意する書類は営業時間の短縮、それからお酒の提供時間が分かる写真等の書類だけとしております。

9月4日までに103件の申請を受け付けており、9月3日金曜日までに最初の28件の支払を行ったところでありまして、内訳としましては、28日の受付分が16件、29日の受付分が1件、30日の受付分が11件であり、最後の30日に受け付けた11店につきましては、申請受付から4日目で入金できたところでありまして。

今後とも、この一部前払金の速やかな支払に努めるとともに、今回の時短要請期間の終了の翌日である9月13日から実績払いの申請受付を予定しておりますので、こちらにつきましても、1日でも早く飲食店に協力金をお届けできるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

福山委員

協力金の一部前払も順調に進んでいるようで、早期支給に向けた取組を進めていただけることを評価したいと思います。

飲食店への時短要請についてはできるだけ早く終われるよう、そして、要請を継続する場合でも解除する場合でも、できるだけ早めに方針を決定し飲食店の皆さんにお知らせできるように、また、いずれにしても飲食店の皆さんの努力にできる限り報いるため、協力金については速やかな支払のための更なる工夫を凝らしていただくよう、しっかりと取り組んでいただくことを改めてお願いいたします。

立川委員長

午食のため、休憩いたします。(12時08分)

立川委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時12分)

それでは、質疑をどうぞ。

福山委員

委員会資料の3ページ、「四国のみち」魅力向上事業についてお伺いいたします。

四国のみちは徳島市を通過しており、如意輪寺や中津峰の辺りは私にもなじみのある道ですが、改めて概要について説明してください。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま福山委員から、四国のみちの概要について御質問を頂きました。

四国のみちは、全123ルートから成る全長約1,550キロメートルの長距離自然歩道として環境庁が計画し、四国4県が昭和56年度から平成元年度にかけて歩道や標識等の施設を設置するなどの整備を行ったもので、県内では鳴門市から海陽町まで14市町を通る24ルートで構成されており、延長は約320キロメートルとなっております。各ルートごとに特色がございまして、自然公園や由緒ある寺社などの所在を通るものとなっております。本県の豊かな自然やすばらしい眺望、歴史や文化に触れることができるものとなっております。

福山委員

四国のみちは豊かな自然やすばらしい眺望，歴史や文化に触れることができる自然歩道であるとの説明でしたが，四国のみちについては，8月19日，20日に地元紙に特集が掲載されました。内容は，ウォーキングを通じて自然と触れ合える気持ちよいコースがある一方で，路面損壊や標識消失など，ずさんな管理により荒廃したルートも見受けられるということでした。

そこでお尋ねします。四国のみちは320キロメートルにも及ぶ自然歩道ですが，どのように管理しているのでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま，四国のみちの管理について御質問を頂きました。

四国のみちにつきましては，県内全ルート320キロメートルのうち，236キロメートルは県道，市町村道などの公道が占めており，各道路管理者により維持管理を実施しているところでございます。残り84キロメートルのうち，56キロメートルは市町村への委託による維持管理を行っており，28キロメートルは県職員や自然公園監視員による現地見回りを行っている状況でございます。

福山委員

四国のみちの約8割が道路管理者において，残り約2割は市町村への委託や直接管理により管理されていることが分かりました。

次に，「四国のみち」魅力向上事業の具体的な中身について説明してください。

杉山グリーン社会推進課長

「四国のみち」魅力向上事業は，アフターコロナを見据え，四国の豊かな自然，歴史，文化に親しめる利用者のニーズに沿い，また遍路道や自然林，海岸線など，各ルートごとの特色を生かした自然歩道を目指して，四国のみちの魅力向上を図るものでございます。

具体的には二つの事業から成っております。一つ目は四国のみち魅力向上調査で，四国のみちエリア一帯の交通アクセスや宿泊施設，自然，歴史，文化，眺望といった地域資源について現地調査を行う事業でございます。

二つ目はICTを活用した情報システム構築で，四国のみち利用者の利便性向上のための詳細なルート情報や現在地の表示などを携帯端末を介して提供するとともに，展望スポットなどの利用者からの情報を提供できるシステムを構築する事業となっております。

福山委員

事業の内容はよく分かりました。

コロナ禍において，密を避け心身のリフレッシュができる自然との触れ合いやウォーキングが見直されております。既存の自然歩道である四国のみちの有効活用が重要であると私も感じているところであり，今後もしっかりと見守ってまいりたいと思いますので，よろしく願いいたします。

吉田委員

先ほど新型コロナウイルス感染症についての現状分析を頂いたのですが、ピークは過ぎたようにも見えるけれども、今後、新学期も始まったり、関西での感染爆発はまだ続いているということから予断を許さないということ、また、県内でのデルタ株への置き換わりもスクリーニング検査ではほぼ100パーセントになっていて、感染力が1.95倍ということで、先ほど来たメールでは、今日の感染者数が32例ということで聞いております。

それで、先ほども1.95倍とありましたように、デルタ株は従来株より感染力が強いということで、感染防止の基本であるマスクについてお伺いしたいのです。

詳しくは保健福祉部に聞くことかもしれないのですが、警戒を呼び掛ける立場ということで、マスクにはいろいろな種類があると思うのですが、それについて担当の方はどういうふうに評価されているのかということをお願いします。

永戸危機管理政策課長

ただいま吉田委員から、マスクのことについて御質問を頂きました。

内容については、医学的、感染症的な観点からすると本来は保健福祉部のテリトリーでございますが、我々としても啓発を担っている関係上お答えさせていただきます。

マスクについては、一般的に不織布マスク、布マスク、ウレタンマスク、これらが最も普及しているものと考えております。

マスクの性能については厚生労働省が情報を提供しておりまして、それによりますと、この三つの中では不織布マスクが一番高い効果を持っており、その次に布マスク、次いでウレタンマスクという結果が出ているようでございます。

厚生労働省の情報によりますと、例えば、相手方がマスクを着用していて自分が着用しておらず、50センチメートルの距離で会話があった場合、不織布マスクをしておりますと自分がウイルスを吸入する量を47パーセント減らせるという効果があるのに対して、布マスクは17パーセントしか減らせないというデータがあります。ウレタンマスクについてのデータはないのですが、布マスクより性能が劣るということですから、17パーセントよりも更に少ないのであらうと思われまます。

ただ、両方がマスクをした場合ですと、不織布マスクでは75パーセントを抑えられますけれども、布マスクでも7割減ということで、両方が着けていけば布マスクでもかなりの効果が期待できるということであり、恐らくウレタンマスクでも同じような効果があるのだらうと思えます。

また、内閣官房からもウレタンマスクについての情報提供がされておりまして、この三つのタイプのマスクについて、マスクがどれだけのウイルスを捕捉できるかというパーセンテージについての報告があり、それを拾ってみますと、不織布マスクは約70パーセントのウイルスを捕捉できるのに対して、布マスクでは約40パーセント、ウレタンマスクでは約30パーセントというような数字データが出ているところであります。

県としては、今まではウレタンマスクの性能が劣っているという明確な啓発はしていなかったのですが、委員の御指摘のように、最近デルタ株への置き換わりが進んでいるということ踏まえまして、どういうマスクが適当かどうかということについても、そ

うしたデータを踏まえてどういった形で県民の方々に啓発していくかについて、またしっかりと検討させていただきたいと考えております。

吉田委員

ただいま、厚生労働省と内閣府の出したデータを御紹介いただいたのですが、スーパーコンピュータ富岳がはじき出した飛沫^{まつ}が映像になっているものをテレビで何回も見たのですが、どのデータを見ても、今おっしゃったように、ウレタンマスクは不織布マスクよりもかなり性能が落ちるという結果が出ているのです。

最近、若い方の感染が多いということで、若い方を見ているとウレタンマスクの方が多い気がするのです。

ほかの自治体のホームページなどを見ていましたら、お隣の淡路島なんかでは、一番最初になるべく不織布マスクを着けてくださいとはっきりと出していて、そういうところも見受けられるのです。

今、徳島は軽症者が多く入院もそれほどひっ迫していないし、ホテルも124室を増やしたということで、そこで退所まで順調に過ごしていただいて、医療のひっ迫は見られないのですけれども、やはり数が増えてくると一定の割合で重症者が出てくるだろうなと思っていたところ、昨日、重症者が2名から急に7名になっていたのです。

今、私が話題にしているマスクのこともやはり大事なのではないかと考えて、質問させていただきました。検討して、是非、マスクについても県民に対してできるだけ不織布マスクをとということで呼び掛けていただきたいと思います。要望します。

もう1点、とくしまアラートについて、今は最大警戒で紫色になっていますけれども、とくしまアラートの指標を県民の皆さんに説明する機会や聞かれたりすることが多いのですが、このうちで入院率という指標があると思うのですけれども、この入院率について説明をお願いしますか。

永戸危機管理政策課長

ただいま吉田委員から、とくしまアラートの発動基準であります入院率について、御質問を頂きました。

この入院率は、今年4月、尾見氏が会長である国の新型コロナウイルス感染症対策分科会で新たに提案され、それを受けて本県でも導入した指標でございます。

こちらについては、どれだけ入院できていないかということを示す指標でございます。療養者数のうち病院に入っている人のパーセンテージを示すものであり、基本的にこのパーセンテージが低いほど悪いという指標になってございます。

ちなみに、この指標については、40パーセント以下でステージⅢ、25パーセント以下でステージⅣとなっております。本県においてはまだ25パーセント以下までにはなっておりませんので、ステージⅢという状態となっております。

実は、この指標については、第4波の感染拡大の中で、新型コロナウイルス感染症の療養者のうち入院したくてもできないような患者が全国的に増えたことを踏まえて設定されたものであります。

現在、徳島県で行っております軽症の方々について宿泊施設に入ってくださいという、

そういったきちんとした医学的管理の下で宿泊療養している場合が最近が増えておりまして、全国的にもそういう状況なのですが、それでこの指標が今の第5波の状況に合わないのではないかというような議論もあり、分科会において見直しをしようという動きもあるというふうには聞いております。

吉田委員

ただいま永戸課長から御説明があったように、今、徳島では三十数パーセントですね。

(「はい」と言う者あり)

今の東京や大阪のように入院すべき人が入院されていない場合には、この指標は分かりやすい指標ですけれども、徳島の現状では、下がるほど悪くなるというのは逆にしているので、ちょっとおかしいかなと思い質問させていただきました。

国の指標に基づいてとくしまアラートを作られていると思うのですが、そのままを適用するのではなく、徳島の現状に合ったものにその都度変えていくということをしていただくほうが、県民への分かりやすい呼び掛けにもなると思いますので、国の動向を見るのも大事なのですが、入院率についてはどうなのかということをお調べいただけたらと思います。

山田委員

私からも数点聞きたいと思います。

まず、福山委員や吉田委員からも話がありました感染状況なのですが、直近1週間の人口10万人当たりの四国の新規感染者数と病床使用率について、毎日のように発表されておりますが、分かったら教えていただけますか。

永戸危機管理政策課長

ただいま山田委員から、四国の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数等の状況について、御質問を頂きました。

実は、手持ちの資料で、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数はあるのですが、病床使用率については今は手元にありません。申し訳ございません。

直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数を見てまいりますと、四国4県では、まず一番高いのが16位の高知県で61.75人となっております。徳島県につきましては昨日の数字で37.36人の29位となっております。四国3位は香川県で、全国では32位の34.10人となっております。一番低いのが45位の愛媛県で、こちらは18.07人となっております。

山田委員

一方、病床使用率も毎日のように特設サイトで見えるのですが、入院者数と新型コロナウイルス感染症対応のベッド数等々の比較で見たら、実は徳島県が234分の122で52パーセント、香川県は49パーセント、愛媛県は37パーセント、高知県は43パーセントという格好です。

重症者のほうも常に言われていますけれども、重症者数とベッド等々の比較で言いますと、徳島県が12パーセント、香川県は29パーセント、愛媛県は12パーセント、高知県は9

パーセントという数字になっているようです。

そうしたら、四国の他の3県の県庁所在地はまん延防止等重点措置の対象になっていませけれども、先ほど福山委員の質問にも出ましたが、この数字をどこから見ても、徳島県がそこから大きくかけ離れているという状況にはなっていないのに、なぜまん延防止等重点措置の適用の申請をしなかったのか。この点はどうですか。

永戸危機管理政策課長

ただいま山田委員から、まん延防止等重点措置の適用について御質問を頂きました。

確かに、現在、四国3県についてはまん延防止等重点措置が適用されておりまして、先ほど山田委員に御指摘いただいたように、この数字だけを見れば、四国3県と本県の状況は今の段階では余り差のないところとなっております。

ただ、一つありますのは、まん延防止等重点措置がこの3県に適用された段階においては、これらの指標についても本県に比べると相当高いものでありまして、お盆が終わって、先ほども申し上げましたが、本県では8月下旬にピークを迎えたわけですけれども、全国的に他県も同じようにピークを迎えて、今は下降局面に入っております。そういった中、結果的に他の3県の数字がここまで下がってきたということもございます。

さらに、前回の第4波の時に、本県は5月4日の段階で国に対してまん延防止等重点措置を要請させていただきましたが、その時の数値は、先ほど福山委員の質問にお答えさせていただきまして、療養者数の絶対数においては非常に多くなっているのですけれども、病床使用率、あるいは重症者の病床使用率につきましては、今よりはるかに高い数字でございました。

これは、やはりワクチン接種の効果によるものが大きいと思われましても、そういったことで、まん延防止等重点措置について、本県としては今のところはまだ国に対して要請していないところでございます。

しかし、いつ何時、医療提供体制において非常に大きな負荷が掛かってくるかも分かりませんので、既に8月27日から飲食店に対する時短措置を始めるところであり、基本的にまん延防止等重点措置を適用するには、まん延防止等重点措置を要請する前にできることは手を尽くしておく必要があると一般に言われているところでございまして、そういう点で、まん延防止等重点措置を国に要請するための前提条件はしっかりと整えたところでございます。今後の医療提供体制に対する負荷をしっかりと注視いたしまして、必要があればちゅうちょなく国に対して要請したいと考えております。

山田委員

これはまた付託委員会でも聞かないといけないと思うのですけれども、あと1点、このまん延防止等重点措置が適用されてどう変わるかという具体的なことのひとつに、四国の他の県庁所在地3市は、当然、雇用調整助成金の特例を受けられています。もちろん、徳島市は対象外なので受けられていない。今、飲食店へのいろいろな応援事業等々も議論されていますけれども、経済的なメリットという点があります。

そういう面で見たら、まん延防止等重点措置を適用するかどうかということは、当然いろいろな指標はあるでしょうけれども、今は少し上がっていますが、当時最下位であった

岩手県でさえも、徳島と同じようにはねられましたけれども、まん延防止等重点措置の適用を申し込んだのです。

そういうことから見たら、やはり積極的にその辺を検討しないと、これは経済的にも非常に重要だと思うのですが、県はその点をどういうふうに認識されているのですか。

永戸危機管理政策課長

ただいま山田委員から、雇用調整助成金等のことについて、御質問を頂きました。

委員のおっしゃるとおり、まん延防止等重点措置が適用されますと、雇用調整助成金については国から優遇措置がなされるということは、当然のことながら認識いたしておりますが、だからといって、まん延防止等重点措置を適用するというのは本末転倒ではないかと思えます。

そこはやはり県内の感染状況等を十分に考慮した上で、まん延防止等重点措置の適用について判断して、その後、この雇用調整助成金が付いてくるものだと考えております。

また、まん延防止等重点措置を適用しますと、その地域の飲食店はお酒が提供できないという大きな違いがありまして、そうなった場合、県内経済に与えるダメージが非常に大きいものになると思えますので、その辺も踏まえて総合的に考えた上で、まん延防止等重点措置の適用については判断していきたいと考えております。

山田委員

前の委員会の時にも永戸課長とのやり取りがありましたけれども、もちろん酒の提供等々は私も分かります。

しかし、何もこれを取るためにまん延防止等重点措置をやれと言っているわけではなく、先ほど話したように、いろいろな指標から見てもやはり徳島県はその段階に入っているなと思うので、その現状をしっかりと把握した上で対応をお願いしたいと思います。

あと、福山委員の質問した四国のみち問題についても聞きたいと思えます。

崩壊などによって緊急度が非常に高い区間があったにもかかわらず、県に把握されず放置したままになっていたというふうに言われていますけれども、これはどういうふうな原因か。四国の他の3県の状況はどういうふうになっているのか。

また、県の予算が分かったら教えてください。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま山田委員から、四国のみちの現状の把握状況、また4県の状況、予算について御質問を頂きました。

先ほどの繰り返しにもなるのですが、四国のみちは全24ルート、延長320キロメートルにも及んでおります。このうち236キロメートルは県道や市町村道などの公道となっておりまして、各道路管理者により維持管理が実施されているところでございまして、県では各管理者との情報交換により現地情報の把握に努めております。残り84キロメートルにつきましては、市町村への管理委託、また県職員などによる現地見回りを行っているところでございます。

ただし、報道にもありましたように、一部のルートにおいて通行不能となっている箇所

があったのは事実でございます。

これらの箇所について、実は県や市町村において現状把握はできておりましたものの、その対応にスピード感が欠けていたものと認識しているところです。現在では、その対応に着手済みとなっております。

次に、四国4県の状況でございますが、4県とも本県と同様の状況でございます。道路管理者の管理、市町村への委託ということで、また一部には通行止めになっているような箇所があるという状況でございます。

次に、予算についてですが、先ほど申しました残り84キロメートルのうち市町村への管理委託の部分について、年間予算640万円で草刈りや見回り等を実施してもらっているという状況でございます。

山田委員

今、答弁を頂きましたけれども、それでは四国のみちは、いつから整備されて、いつからこうした放置がされてきたのか。10年以上ということもありますけれども、放置していた期間とともに、今の答弁からは、利用者や市町村関係者から、いわゆるここが荒れているという声があったように思うのですが、これはどういうふうになっていたのか。

それと、調査を担う人員の確保が十分ではなかったというふうなことが既に報道されていますけれども、なぜそういう事態になったのか。予算上の問題か、それともその他の問題があるのかという点について、お答えください。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま山田委員から、何点か御質問いただきました。

まず、利用者からの苦情等はなかったのかという質問でございますが、今年4月に新聞でも報道されました阿波市のルートについて、いろいろと通行に支障のある箇所があるという現状の連絡を頂きました。

4月に報道がありましたので、これを受けて阿波市と一緒に現地を確認し、数箇所の路面の崩れや倒木があるのでルートを変更して対応しようということで協議が進んでいたところで、現在はルートの選定も終了して関係機関との調整手続に入っております。

あと、調べた限りではほかに県民からの声はなく、その1件のみでございます。

次に、新聞報道のあった4か所について簡単に状況を申しますと、板野、上板のルートについては、自然災害による崩壊等があって通行止めにしておったところでございます。この路面崩壊については修繕を完了しておりましたが、倒木や標識破損などで通行止めを続けておりました。今年度に入り、上板町職員により現地が確認されて、倒木などがあるものの通行できないことはない判断して、5月から通行止めを解除しております。

徳島市の八多五滝の周辺についても、2017年度から橋が2か所崩壊となっておりますが、これも県では現状を把握しており、徳島市が管理する市道の一部ということで以前から修繕の依頼をしていたところです。徳島市からは、今年度中に修繕するという御回答を頂いております。

少し前後しますが、四国のみちが整備されましたのが昭和56年度から平成元年度にかけてで、30年余りが経過しているという状況でございます。

山田委員

いろんな点が聞きたかったのですが、この問題についてはまた付託委員会で聞いていきたいと思うのですが、四国のみちの問題はこの委員会やお遍路の関係の遺産の関係からも議論されてきた問題なので、引き続き関心を持って質問していきたいと思えます。

寺井委員

関連で質問します。

先ほど吉田委員がマスクの話をされていたのだけれど、答えがなかったよね。

その辺について、例えば、テレビでも見させてもらいましたけれど、富岳でせっかくきちんとした結果が出ている。そうなっている中、いわゆる感染がこれだけ拡大している中で、少しでも抑えるというのならば、全員が不織布マスクにしたらい。あなたたち全員が不織布マスクをしているではないですか。

だから、そういうふうに徳島県に来るには不織布マスクでなければ駄目ですよとか、そういうこともアピールできないのですか。どうなのですか。

コンピューターによるものだけれど、せっかく不織布マスクのほうがいと結果が出ているのに、それをしましようというアピールは全然ないよね。部長、それを今日決めていただいても結構です。

谷本危機管理環境部長

ただいま寺井委員、また吉田委員から、不織布マスクを推奨すればいいのではないかとこの御意見を頂きました。

このあたりは、やはりエビデンスに基づいた県としての発信をしていきたいと思えますので、また保健福祉部と協力しまして、そういった方向で協議して、県民の方、また県外から来られる方に対して、できるだけ不織布マスクを着けてきていただくように努めてまいりたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

寺井委員

せっかくデータがあるのだから、するならきちんと特色を出して、少しでも抑えるというのが本来であれば一番大事なことはないですか。だから、積極的に取り組んでいただいたほうがいとと思えます。よろしくお願ひします。

あと、もう1点、誠に皆さんの御意見を借りてですけれども、実は四国のみちは私の家のすぐ近くを通過しているのです。

先ほど来お話を聞いていると、風光明媚だとかいろいろなことがあって、そういうところを通過しているのだという話なのだけれど、たまたまうちの近くに2キロメートルぐらいのところがあって元の位置に戻るのですが、何もない。実は秋月城という室町時代の細川氏が来たという城跡があり、本来の遍路道だったら通るのですが、その前も通らない。

そんなのだったら、本当にもうやめたほうがいとと思う。せっかくするのなら、今も変更もできるというお話だったし、そんなところを無理に通さないほうがいとと思えます。そういうことも阿波市のことと言われるのだったら、お願ひします。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま寺井委員から御提案いただきましたルート変更等について、今回の9月補正の事業で、周辺の地域資源の調査も含めて、その結果を生かして四国のみちの魅力向上に取り組んでまいりたいと思います。

立川委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理環境部関係の調査を終わります。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。(13時47分)